

税

**家屋を取り壊したときには
届け出を！**

家屋にかかる税金には、固定資産税と都市計画税があり、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。もし家屋を取り壊したときには、必ず年内に届け出を行ってください。届け出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

なお、12月末までに法務局で滅失登記を行う方は、届け出の必要はありません。

税務課

23局3510 FAX 23局0180

パート収入と税

パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（4000円）が課税されます。また、年収が100万円以上の方には、この均等割に加え、所得

割も課税されます。さらに、年収が103万円以上になると、所得税も課税されます。

配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働く場合、妻のパートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）』が受けられます。また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、夫の合計所得が1000万円（給与収入で1230万円）を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

税務課

23局3509 FAX 23局0180



年末調整説明会

青色申告決算説明会

年末調整説明会

平成19年分の源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

対象「法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方」

日時「11月20日（火）午後1時30分～3時30分 場所「田原文化会館多目的ホール」

青色申告決算説明会

平成19年分の青色申告決算説明会を開催します。

対象「青色申告をされる方」 日時「11月30日（金）午後1時30分～3時30分 場所「田原文化会館多目的ホール」

詳しくは直接豊橋税務署までお問い合わせください。

豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

（0532）52局6201
（0532）54局5990

国税に関する電話相談

国税に関する一般的な電話での相談は、次の番号をご利用ください。

税務署「電話相談センター」
0570局002007

【利用方法】

代表電話の自動音声に続いて…

・国税に関する質問・相談は「1」をプッシュ（ダイヤル）

・税務署への照会、職員への用事などは「2」をプッシュ（ダイヤル）

豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

（0532）52局6201
（0532）54局5990

個人事業税（第二期分） 納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第二期分の納期限は11月30日（金）です。11月中に愛知県から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関または県税事務所で納付してください。（口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。）

東三河県税事務所東三河総合庁舎内）
（0532）54局5111
（0532）54局5125

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

9月26日、三河ミクロン株式会社（代表取締役 彦坂直政さん）から小中学校および保育園の花いっぱい運動推進並びに環境教育向上のため、草花用倍土バラ33^m、袋入り840袋（1袋25リットル）。